

大府市市民生活応援給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定)に基づき、長期化する物価高の影響を受ける市民を強力かつ迅速に支援するため、大府市市民生活応援給付金給付事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者及び受給権者)

第2条 大府市市民生活応援給付金(以下「市民生活応援給付金」という。)の給付対象者(以下「給付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

令和7年12月1日(以下「基準日」という。)において、本市の住民基本台帳に記録されている者で、アからウに掲げる者を含む。

ア 基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下「住基法」という。)第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者

イ 基準日の翌日以後、初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなった者及び基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市長が認める者

ウ 基準日以降に、基準日以前を転入とした年月日として住基法第22条の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録された者で、かつ、令和8年3月31日までに、市長の定める方式により給付対象者であることが確認できる者

大府市物価高対応子育て応援手当の対象児童でない者又は他市町村(特別区を含む。)が実施する国の令和7年度一般会計補正予算(第1号)における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち物価高対応子育て応援手当を活用した取組の支援の対象児童でない者

2 市民生活応援給付金の受給権者(以下「受給権者」という。)は、給付対象者が属する世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)とする。

3 前項の規定にかかわらず、配偶者その他親族からの暴力等を理由として避難している場合その他の特別な配慮を要する場合に係る受給権者は、別記に定めるところによる。

(給付額)

第3条 市民生活応援給付金の給付額は、給付対象者1人につき5千円とする。

(給付の方式)

第4条 市長は、受給権者であることが確認できる者であって、定額減税補足給付金(不足額給付分)、調整給付金(当初給付分)、低所得世帯生活支援特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、特別定額給付金等の過去の給付金の振込口座情報を取得できた者に対して、市民

生活応援給付金の給付の申込みを行うことができる。

- 2 前項による受給権者は、給付の申込みを受けた際、所定の届書による受給の辞退又は振込口座の変更を申し出ることができる。
- 3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届書の提出がないときは、速やかに給付を決定し、受給権者に対し、市民生活応援給付金を給付するものとする。
(確認書による給付)

第5条 前条第1項に該当しない者であって、第2条第2項に規定する者は、大府市市民生活応援給付金給付確認書（第1号様式。以下「確認書」という。）を提出するものとする。

- 2 前項に規定する確認書の提出は、郵送又は本市の窓口での提出により行い、給付は確認書の提出者（以下「提出者」という。）から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行う。ただし、提出者が金融機関に口座を開設していない、金融機関から著しく離れた場所に居住している等の理由により給付が困難な場合は、市長が別に定める方法により給付するものとする。
- 3 提出者は、確認書の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。
- 4 市長は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から確認書送付先変更届（第2号様式。以下「届出書」という。）の提出があったときは、当該届出書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。
- 5 市民生活応援給付金の給付を受けようとする者で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを所持している者は、第1項の規定にかかわらず、個人番号カードにより受給権者本人であることを証した上で、本市が用意するシステムを通じて電子的方式により本市に記載事項を提出し、本市が受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行うことができる。

（代理による申請）

第6条 受給権者に代わり、代理人として前条第2項の規定による申請を行うことのできる者は、原則として次に掲げる者に限るものとする。

法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人等）

親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

- 2 代理人が確認書の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。また、この場合、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 3 市長は、第1項第1号及び第2号の者にあっては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。
- 4 代理人が確認書の提出をするときは、前条第5項の規定は適用しない。

（給付申請受付開始日及び給付申請期限）

第7条 確認書の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書の提出期限は、令和8年3月31日とし、届出書の提出期限は、届出書の提出期限欄に記載された年月日とする。

(給付決定及び給付)

第8条 市長は、第5条の規定により提出された確認書を受け取った場合には、速やかに内容を確認の上、給付を決定し、当該受給権者（その代理人を含む。）に対し市民生活応援給付金を給付するものとする。

(市民生活応援給付金の給付等に関する周知等)

第9条 市長は、事業の実施に当たり、給付対象者、受給権者、代理人の範囲、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、市公式ウェブサイトその他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(確認書の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第7条第2項に規定する申請期限までに確認書の提出が行われなかった場合、受給権者が市民生活応援給付金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定に基づき給付の決定を行った後、確認書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず確認書の補正が行われず、受給権者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書は取り下げられたものとみなす。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により市民生活応援給付金の給付を受けた者があるときは、既に給付を受けた市民生活応援給付金の返還を求めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市民生活応援給付金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月26日から施行する。

別記（第2条関係）

1 配偶者その他親族からの暴力等を理由として避難している場合

次のいずれにも該当する場合に、その旨を申し出た者（以下「申出者」という。）及びその同伴者が、本市の住民基本台帳に記録されておらず、かつ、基準日時点で本市に生活の拠点を有していることが確認できる場合、当該申出者及びその同伴者を給付対象者と、当該申出者を受給権者として、市民生活応援給付金を給付する。

申出者及びその同伴者がア又はイに該当すること。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であること。

イ 親族からの暴力等を理由に避難している者で、自宅には帰ることができない事情を抱えていること。

ア又はイに掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定に基づく接近禁止命令等又は同法第10条の2の規定に基づく退去等命令が出されていること。

イ 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）又は行政機関若しくは関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性自立支援事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した申出受理書等も同様のものとして取り扱うものとする。

確認書提出期限	
---------	--

※上の「確認書提出期日」までに同封の返信用封筒で返送してください。



大府市長 岡村 秀人

受付年月日

受付番号

確認書番号	-
発行年月日	

受付

要件

口座

支払

様

「大府市市民生活応援給付金(対象者1人あたり5,000円)」について、給付 対象者のいる世帯の世帯主の方に、以下のとおり給付予定をお知らせします。

以下の内容及び別添チラシを確認のうえ**令和8年3月31日までに** 手続きを行ってください。

支給予定	[支給方法]
	[支給予定日]
	[支給口座]
	[支給金額]

○給付対象者

(令和7年12月1日時点で大府市に住民登録のある、平成19年4月1日以前に生まれた方)

	氏名	続柄	生年月日

辞退確認

給付金の受給を希望されない方はチェック欄(□)に×印をご記入ください。

<input type="checkbox"/>

※記入された内容について、市から確認の連絡をさせていただく場合があります。

※確認内容が誤っていた場合には、給付した給付金の返還を求める場合があります。

※期限までに確認ができない場合には、給付金の受取りを辞退したものとして取り扱います。

※配偶者等からの暴力を理由に避難しており、住民票を移すことが難しい方は、世帯主でなくとも受給できます。この手続きを行った方と同伴者分の給付金は、世帯主には給付しません。

■上記の記入内容に間違いありません。(太枠内ご記入ください。)

世帯主 氏名		確認日	令和 年 月 日	連絡先 電話番号	-	-
-----------	--	-----	----------	-------------	---	---

**市民生活応援給付金()給付確認書等 送付先変更届
(住所地とは別の場所への確認書等の送付を希望する方など向け)**

大府

市長殿

受付印

本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものです。
第1号様式(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

本様式を提出いただいた場合、本市において給付要件に該当するか審査の上で、
記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

提出期限 令和8年〇月〇日(〇)必着

変更後の送付先

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

[代理人が変更届を提出する場合]

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
			大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、市民生活応援給付金 給付確認書送付先変更届の提出を委任します。		本人氏名	署名	

提出書類

'市民生活応援給付金()給付確認書 送付先変更届'

必要事項をご記入ください。

- 変更後の送付先(本様式上部)
- 署名(本様式下部)

'本人(代理人)確認書類の写し(コピー)'

提出者の運転免許証、健康保険の資格確認書、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を本様式下部に添付してください。

記入漏れや提出書類の不備はありませんか。(不備がある場合、確認書を送付できない場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出者氏名

本人(代理人)確認書類

運転免許証、健康保険の資格確認書、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)
代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付